

岐阜県公報

目 次

公 示

- 平成二十二年 度 社 団 法 人 全 国 公 営 住 宅 火 災 共 済 機 構 経 営 状 況
（管 財 課）二四九^{ページ}
- 特定非営利活動法人の設立認証申請
（環境生活政策課）二五〇
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
（同）二五〇
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
（商 業 流 通 課）二五〇
- 屋外広告物講習会の開催
（都 市 政 策 課）二五二

公 示

○平成二十二年 度 社 団 法 人 全 国 公 営 住 宅 火 災 共 済 機 構 経 営 状 況
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により
社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成二十二年 度 経 営 状 況 について次のとおり通
知があつたので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十三年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 事業実績 「社団法人全国公営住宅火災共済機構平成二十二年 度 経 営 状 況 公 告」

加入都道府県市区町村会員数	六八二
加入戸数	八八四、七三九戸
共済委託契約金額	七、八七五、二六三、六〇三、〇〇〇円
火災共済掛金	一、〇六七、一一二、〇〇〇円
被災戸数	三三三、二五四、〇〇〇戸
火災共済給付金	一七、九二五、〇〇〇円
特定給付金	四三、五六八、〇〇〇円
復興建築助成戸数	一六、四四〇、〇〇〇戸
復興建築助成金	一六、四四〇、〇〇〇円
住宅災害見舞戸数	七六、八六九、〇〇〇円
住宅災害見舞金	七六、八六九、〇〇〇円
住宅防火施設整備補助会員数	一六八
住宅防火施設整備補助金	一六八

第 二 千 二 百 六 十 二 号
平 成 二 十 三 年 七 月 五 日
（火曜日）

二 貸借対照表（平成二十三年三月三十一日現在）

資産の部	
1 流動資産	八一四、五三六、〇〇〇円
2 固定資産	
特定資産	
異常危険準備金資産	二、九六六、〇四三、〇〇〇円
その他特定資産	一、七八八、四〇八、〇〇〇円
その他固定資産	四四一、五八八、〇〇〇円
資産合計	六、〇一〇、五七五、〇〇〇円
負債の部	
1 流動負債	九六四、八〇二、〇〇〇円
2 固定負債	三、〇七三、八一九、〇〇〇円
負債合計	四、〇三八、六二一、〇〇〇円
正味財産の部	
正味財産合計	一、九七二、九五四、〇〇〇円
負債及び正味財産合計	六、〇一〇、五七五、〇〇〇円

。特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年六月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人命の応援隊
- 三 代表者の氏名 白澤 壽子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市津川九五三番地の二三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、かけがいのない地球を慈しみ、命の尊厳を守るための事業を行い、すべての命との共存を目指すために、環境の保全を図る活動に寄与することを目的とする。

する。

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年六月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ほたるの家
- 三 代表者の氏名 渡邊 悦子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町剣九五四番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、郡上市内及び近隣に居住する者に対して老人介護に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年七月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年六月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

ロック開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

ロックタウンかかみがはら(Aゾーン)

各務原市蘇原花園町一丁目二〇―一 外

四 変更した事項

建物設置者の代表者氏名

(変更前) ロック開発株式会社 代表取締役 横田稔弘

(変更後) ロック開発株式会社 代表取締役 大門淳

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田元也 外二者

(変更後) マックスバリュ中京株式会社 代表取締役 山崎浩史 外一者

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年七月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年六月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

ロック開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

ロックタウンかかみがはら(Bゾーン)

各務原市蘇原花園町二丁目―一 外

四 変更した事項

建物設置者の代表者氏名

(変更前) ロック開発株式会社 代表取締役 横田稔弘

(変更後) ロック開発株式会社 代表取締役 大門淳

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(変更前) 株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦広一 外四者

(変更後) スギホールディングス株式会社 代表取締役 杉浦広一 外四者

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年七月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年六月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

ロック開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

ロックタウンかかみがはら(Cゾーン)

各務原市蘇原花園町二丁目二六 外

変更した事項

建物設置者の代表者氏名

(変更前) ロック開発株式会社 代表取締役 横田稔弘

(変更後) ロック開発株式会社 代表取締役 大門淳

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ケイワイコーポレーション 代表取締役 梶川義雄 外三者

(変更後) 株式会社クレスト 代表取締役 梶川義雄 外三者

。屋外広告物講習会の開催

岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）第三十七条第一項の規定により屋外広告物講習会を開催するので、岐阜県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年岐阜県規則第四百十七号）第二十一条の規定により次のとおり公示します。

平成二十三年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

講習会の開催日時、場所及び受講対象者

開催日時	開 催 場 所	受 講 対 象 者
平成二十三年九月十六日（金）午前九時三十分から午後五時まで	岐阜市橋本町一丁目一〇番地二三 岐阜市生涯学習センター（ハートフルスクエアG）2階大研修室	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する業務に従事する方又は従事しようとする方

講習会の内容等

1 講習課程及び手数料

講習

習

課

程

手 数 料

屋外広告物関係法令に関する課程	一、〇五〇円
屋外広告物の表示の方法に関する課程	七五〇円
屋外広告物の施工に関する課程	一、二〇〇円

2 手数料納付の方法

受講者は、1の表に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を講習会受講申込書に貼り付け納付してください（消印しないこと）。

なお、納付した手数料は、申込みを取り消した場合又は講習会を受講しなかった場合においても返還しません。

3 講習課程の一部免除

建築士等の資格を有する方は、屋外広告物の施工に関する課程が免除されますので、岐阜県都市建設部都市政策課又は岐阜県広告美術業協同組合へ問い合わせてください。

3 受講申込み

1 受講を希望する方は、岐阜県都市建設部都市政策課又は岐阜県広告美術業協同組合へ申し込んでください。

2 講習会受講申込書は、岐阜県都市建設部都市政策課又は岐阜県広告美術業協同組合で配布するほか、岐阜県都市建設部都市政策課ホームページ（<http://www.pref.gifu.lg.jp/kanryo/keikan/okugai-kokoku>）から入手することもできます。

4 定員

一〇〇名程度（先着順。定員になり次第締切）

5 受付期間

平成二十三年八月一日（月）から八月三十一日（水）まで。ただし、郵送による場合は、八月三十一日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

6 その他

講習についての不明な点は、岐阜県都市建設部都市政策課（岐阜市数田南二丁目一番一 電話。五八一二七二八六四八）又は岐阜県広告美術業協同組合（岐阜市木

ノ下町五丁目二番一号 電話。五八一四五一四四七二へ問い合わせてください。

平成二十三年七月五日発行

発行所者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一ー

ブイ・アール・テクノセンター